

平成30年度しながわ〜く推進事業 事業所内育児施設整備費助成企業の募集について

申請時の提出書類

- (1) しながわ〜く推進事業助成金交付申請書
- (2) 登記簿謄本（履歴事項証明書）その他当該法人が品川区内に主たる事業所を有することを証する書類（個人にあつては、所得税の確定申告書その他当該個人が品川区内に主たる事業所を有することを証する書類）
- (3) 法人事業税および法人都民税の納税証明書（個人にあつては、個人事業税および特別区民税または市町村民税の納税証明書）
ただし、本社が品川区以外の特別区中にあつて、法人事業税・法人都民税の納税証明書の住所および所在地が品川区の住所でない場合は、品川区の事業所の所在確認の為、都税事務所に提出する「事業所の新設・廃止申告書」の控え。
- (4) 整備計画書
- (5) 経費内訳書
- (6) その他必要と認める資料

◎申請方法 郵送もしくは持参

◎助成の決定 申請書、その他資料を元に助成対象事業の詳細、現在の会社・事業所の状況等を説明いただき、内部審査を経て助成企業を決定します。（申請が郵送の場合は、後日ご来所いただきご説明していただきます。）

§ 助成金の交付決定

助成金の額は、かかった対象経費の1/2で、総交付限度額を100万円とします。（1千円未満の端数については切捨いたしますのでご了承下さい。）ただし、申請件数・所要経費等を考慮し、限度額の範囲内かつ予算の範囲内で区が交付予定額を決定するので、対象経費の1/2とならない場合があります。

§ 実績報告

(1) 助成企業には、対象事業が終了後、速やかに下記書類を提出していただきます。

- ① 実績報告書
- ② 事業（利用）完了後にかかった経費の請求書および領収書
- ③ その他実績確認するにあたり必要となる書類

※書類は窓口で受け付けます。提出時には、成果物の内容や会社・事業所の状況の説明が必要です。

(2) 育児スペース整備後の現場確認を行います。

§ 助成金の交付

助成企業には、実績報告提出後に助成金の確定金額をお知らせします。その後、請求書を提出していただき1か月以内に助成金を振り込みます。

◎対象者

(1) 助成金の交付を受けることができる者は、区内に1年以上主な事業所を置く中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）その他区長が認める法人または組合とする。ただし、次のいずれかに該当する企業（以下「みなし大企業」という。）および区長が別に定める業種を除く。

- ①一つの大企業（中小企業以外の者）が発行済み株式総数又は出資総額の2分の1以上を単独に所有又は出資している企業
- ②複数の大企業が発行済み株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している企業
- ③役員半数以上を大企業の役員又は職員が兼務している企業
- ④その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(2) 事業税および法人住民税（個人にあっては特別区民税・都民税または市町村民税）を滞納していないこと。

◎対象経費

次のような経費で、平成30年4月から平成31年3月まで（30年度）の間に改修・購入もしくは利用が完了し、または完了する予定のものです。

なお、利用対象者は、経営者自身、役員または従業員の子どもとします。

- ①工事費
- ②育児スペース設置場所の賃料

注1. 育児スペース設置場所については、事業所と隣接した場所に育児室を設けた場合が対象となります。

注2. 育児スペースの賃料については、事業所の賃料を含みません。

◎申請に関する注意事項

(1) 提出された書類はお返ししません。

(2) 交付決定

① 審査内容に関するお問い合わせについては、一切応じません。

② 助成金の交付予定額は、書類審査終了後にお知らせします。

（助成金の交付予定額は、助成金申請額と異なる場合があります。）

(3) 助成金額の確定

最終的な助成金額は、対象として決定を受けた事業の実績報告書提出後に確定いたします（実績により、助成交付予定額から増額または減額となることがあります。）。

(4) 助成金交付決定の取消し

次のいずれかに該当したときは、助成金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

① 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

② 助成金を他の用途に使用したとき。

* なお、助成金交付決定の取消しを行った場合、すでに交付されている助成金がある場合は、取消しにかかる金額分を返還していただきます。

* 助成金の返還にあたっては、返還すべき助成金の交付を受けた日から当該返還金の完納の日までの期間の日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては、既返済額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約金額（1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算して納付していただきます。

問い合わせ先（書類提出先） 記入の方法などご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

品川区商業・ものづくり課中小企業支援係

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 （品川区立中小企業センター2階）

TEL 5498-6340（直通） FAX 5498-6338